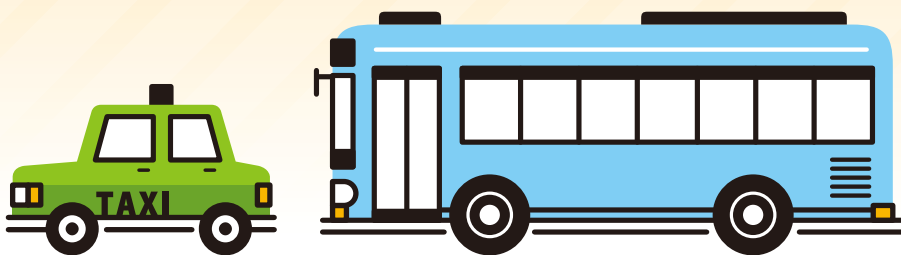


令和8年度

高齢者バス・タクシー 運賃助成について

令和8年度はやまぶき色です

周南市
高齢者バス・タクシー運賃
助成券



令和8年度の交付枚数は **年間を通して48枚**

(令和7年度に交付実績がある方には、郵送でお届けしています。)

～高齢者が外出しやすい環境をつくり、閉じこもりを防ぐことを目的とした事業です。～

注意事項

使用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

- 助成券は、助成対象者**本人のみが使用**できます。
- 助成券は、譲渡及び売買並びに複写をしてはいけません。
- 助成対象者でなくなった場合は助成券を返還してください。
- 不正使用された場合は、**未使用の助成券及び使用された金額をお返しいただく**ことになります。
- 交付は1年度あたり**1回のみ**になります。全て使用された場合や紛失の場合の**再交付はありません**。
- 表紙は使用できません。

周南市役所 高齢者支援課 1階

〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地
電話:0834-22-8461 FAX:0834-22-8251

使用方法

周南市と契約している路線バス・タクシーに乗車する際に使用できます。
乗車地、降車地のいずれか一方が周南市内であれば使用できます。

現金でのお支払いの場合に使用できます。(○現金、×各種カード)

1枚… 運賃200円引き

路線バスで使用する場合



1乗車につき1枚使用できます。

※運賃200円以下の場合も使用できますが、おつりは出ません。

- 1 助成券の利用年月日に、利用する日を記入**します。
- 2 運賃箱に利用年月日を記入した助成券と、残りの金額を**入れます。



注意 高速バス、各地区コミュニティバスでは使用できません!

タクシーで使用する場合



タクシーはメーター運賃に対応する枚数の使用となります。

1,000円増えるごとに1枚使用できます。

※初乗り料金～999円 → 1枚
1,000円～1,999円 → 2枚

(例) 運賃5,000円の場合
助成券は6枚と残り3,800円現金払い

- 1 助成券の利用年月日に、利用する日を記入**します。
- 2 乗る時、周南市発行の助成券が使用できるか確認**します。
- 3 降りる時、乗務員に助成券と残りの運賃を現金で払い**ます。



注意 周南市福祉タクシー利用券との併用はできません。
周南市内に本社、営業所がある登録事業者のみ
使用できます。